

時事新報

石河幹明草
せいかわらしきつめい

稱する徳義上の美質は總て之を身に備へ士人のとして恥づる所なきは我々の信ずる所として之を人一種出色の特性と稱するも可あるが如し蓋し

清廉潔白云々の性質は何れも人生の美德として士人が居家處世の道もふの徳に依りて始て其美を成すものあれば我輩は士人の一身の爲をばつゝ又一國公共の上より見て今後ますべく此特性の維持發達と希望する者あれども又一方より社會の大勢の成行を察すれば却てその維持發達の難きを見る者なり抑も日本の士人が一種出色の特性を有し一身居家の私より社會處世の事に至るまで能くその守る所を失はず徳義上、大よ見るべきものあるは何等の原因由るものなるや士人が固有の性質、天稟より出づるものもあらんなども我輩の所見を以てすれば之が重なる原因とも云ふべきは古來日本に行はれたる居家處世の關係より來りたるものなるべしと思はる。其次第は日本社會の仕組に於て内より在ては親子夫妻の間柄あひだね外に在ては君臣朋友の關係何れも秘

密主義を以て支配されたるものゝ如し先づ親子の間に於ける第一の教に孝は百行の本ありとて士人が立身の要は總て孝の一義を基とする事なれども仍その孝の方法は如何と云ふよ其子ゝ過失ありて父の不興を蒙るかありて父子互々其事を秘密とするを以て道に遁ふるものとあせり勿論一家親子間の出来事などは却て之を公けさせざるふる家の面目を保ち團樂の至情を全ふするの利益もあるべけれども其秘密の極は徒らに世間の疑を招て家門に意外の迷惑を受るの例あきみからず將た君臣の關係も亦同じく秘密主義に外ならずして、其明良鬱會、君臣互々相得るの間は事甚だ美なるが如しと雖も一旦君寵喪ふるゝ又は讒言其間より入りて身、退けらるゝ等の場合よは世間よ如何ある汚名を蒙るも進んで訴ふるの路なく退て語るの術なく空しく不平幽鬱に苦しむ者多し其關係の秘密あるが爲め此種の苦情あるは夫妻朋友等の間に於ても皆然ざるはなし斯る社會より感する人にして苟も公衆の疑を解て自ら明にせ持つの外あらざれば其不平幽鬱は恰も日本人が德を修るの學校と爲り以て一種出色の特性を帶び來りしみるきの志操を養ひ所謂世亂れて忠臣を見るの日をにして其源は秘密主義の社會に行はれたる結果ありと判定せざると得ず然るに西洋諸國にては趣を殊にし社會の仕組、總て事を公よするの風よして一人一家の私より國家公共の事まで悉く之を公にし身よ屈するふとあれば直よ進で權利義務の問題よ訴ふ可きが故に其心事自ら公明正大にして更よ思ふ憚る所なく故らに退て廉潔を守り以て他人の疑を避くるの要なるふとなし畢竟西洋の士人中割合に廉潔の氣象よ乏しきは社會の仕組に由來するものならんのみ日本社會の仕組は猶は未開闢の如く疑問の決する所は其人物と平生の所行如何など在て存すれども西洋の仕組は廉潔裁判にして果た非曲直は一に廉潔の有無に決するもの一如し今ふの審賛を然りとして探日本社會今後の成行を察する士人廉潔の氣風は日に衰頗して一種出色の特性も早

晚全く其色を失はんとするの勢あり我輩とても從來の氣風として之を保存し得べくんば長く保存せんとふそ願はしけれども社會の大勢止めんと欲して止まるべきにあらざれば殺風景あがら今は唯ろの大勢の趣く所より社會の仕組を改め一切萬事之を公けにし以て士人の心事を公明正大あらしむるの外ある可し例へば一家の事より云へば親子夫妻の權利義務より財産の制限法等都て民法より之を定め又一國政治の事にては國會を開き萬機の政務を公論より決するなど總て社會よりの氣風を養成するふと専一なるべし斯の如くなるときは清廉潔白の氣象に代ふるゝ公明正大の心事を以てし以て國民の品格を維持するふとゝもならん今日、日本にては既より町村會府縣會の開設もあり國會も將に遠からず開けんとして政治上より漸く公けの風を帶びる大勢は日より下流より趨り清廉潔白の精神既に其本據を失ふて公明正大の氣風未だ體を成さず此間に處するの道如くあれども百般の人事は尙や未だ然るを得ず社會の頗る離義ありと云ふべし左れば今日の事は唯早く社會の仕組を公にして公明正大の心事を養成し以て士風を維持するの外なる可し

は千八百八十六年十月卅一日の日附みて巨文鴟事件に關し總理衙門より北京駐在の英國公使ジョン・ワルシヤム氏より送りたる書にも明かる事として其の書の中に曰く「近頃露は朝鮮より異志ありとの風聞専らあるより支那政府は其公使をして果して其事あるや否やを露政府に質せしに露國外務省は毛頭斯る存念な旨を公使に確答したる其上より北京駐在の露國代理公使レザーベンヌキ一氏は更に本國外務省の命を受けて天津より赴き屢々李鴻章氏と相會して先きに公使より答へたる旨を一層委細陳じ且つ英國さへ巨文鴟を擲つる時は露國政府に於ては如何ある事情ありとも努めく朝鮮に手出しせざる可しと堅く約束するものなりと云へり其後重ねてレザーベンヌキ一氏は露政府の訓令又從ひ此前ども露國は決して朝鮮を犯さるべしと公言し明かに之を保證したり云々勿論露國の約束は常々頼むに足るべどものならぬども然れども我輩（エキスプレッス記者）は尙ほ露國は其約束を破らざるべしと云ふ者なり蓋し露國と雖も一舉、忽ち英、清を敵とするが如き愚策と取る者に非ざるを知ればあり朝鮮の一州、露國に取りては如何にも高價ならんと察そればあり（支那メイル）

國にて萬能社開墾の圖形と東洋の間に一新鐵路を
始めとの議ありし時大に其計畫の不當なるを非難し
第一同工事は落成の見込あし第二若し同工事として落
成するも決して英國の利益となるべからずと斷言した
れども當時輿論の反對強かりしたため氏の意見遂に行は
れずして其後運河工事は豫定の如く竣工を告げ今日東
洋と對する歐洲貿易の面目を一新せしが近頃英人サ
ニヤーレス ウィルソン氏は蘇西運河の開通は東洋產

物を輸出すべき市場を増加したるが故に英國は世界貿易市場の中心たる質を失ひ英國職人は印度の労働者と競争するに及べりと論じてバルメルストーン氏の先見を稱したりと

○登記の出願者多し 異なる市區改正の發布ありし當座は其影響はや登記を出願する者至て少なく何れの登記所にても發布前より比すれば二三割づゝ殊に京橋日本橋神田の三区内は半數を減じたる有様なりしが右の影響

も薄らきたるのみならず退々歳晚よ際し金融の世話しき折柄なれば目下登記を出願する者俄に増加し各治安裁判所を始め各登記所とも其掛り官は早出晚還よて同事務を取扱ひ居れるよし

○度量衡條例 農商務省商務局よりて取調べ居たる度量衡條例の草案は最早や調査済とありたれば今一應参考官の議を経たる上直ちよ内閣へ差出す筈なりと
○毎軍令草説 每軍省にて先年來編纂中なりし海軍沿

革誌の第二編は此の程出来せしより付去る二十九日同大臣より宮内省へ差出したるより右は推古天皇より仲哀天皇に至る時代の事項ありといふ
○水雷火船の速力 海軍省屢ベルタン氏の聲明せし水雷火船は一時間に二十五ノットの速力ありと
○手工科設置に關する答案（前號の續）
一高等小學校ニ於テ授クヘキ手工科ノ業ハ特產ノ物品アル地方ノ外先ツ目下ニ在アヘ木工及ヒ金工ヲ可ナリトス蓋シ此二業ハ教育上并ニ經濟上ニ適レ且該業

ニ方ラ學ヒ得ナガシハノ能日兒童ハ傳業ニ從事フル
小生醫學研究ノ爲メ獨逸國～留學仕候ニ付醫務ハ寧ア
同窓原田貞夫ニ嘱託候間奔別旁誼告仕候也
水込區市ヶ谷田町
二丁目卅一番地
醫金杉英五郎

小生醫學
同窓原田

學研究ノ爲メ獨逸國へ留學仕候ニ付醫務ハ學ア
山貞夫ニ嘱託候間別旁諱告仕候也

六六六六六
愈御清榮春
二月一日
奉願上候但
神德御靈